

令和元年10月9日

幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援の
更なる充実に関する請願書

紹介議員

竹田 浩久

中 村 亨

神部 伸也

村上 貢一

池野 直友

鈴木 俊祐


請願第 11 号



幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援の更なる充実に関する請願書

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様

盛岡市保育所協議会
会長 高橋 学



請願の趣旨

1. 子育てに優しい町「もりおか」の実現に向け、子育て支援の更なる充実をお願い致します。

請願の理由

幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施されることとなりました。それに伴い、これまで盛岡市が単独で行ってきた利用者負担軽減などの財源が、子ども・子育てとは無関係の分野に充てられてしまうのではないかと不安視する声も聞かれています。財政状況を理由に、子どもの育ちを支える環境が疎かになるようなことはあってはなりません。

つきましては、今般の無償化を機会に、盛岡市の子ども・子育て支援がより一層充実するよう、下記の点について請願申し上げます。

記

1. 負担軽減による財源を地域における子育て支援の更なる充実に活用してください。

幼児教育・保育の無償化により、これまで独自に利用者負担軽減を行っていた市町村は財政負担が軽減されます。内閣府は自治体がこの負担軽減による財源を地域における子育て支援の更なる充実に活用するよう、令和元年5月30日に開催した都道府県等説明会において説明を行いました。

また、平成30年12月28日の関係閣僚合意「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」においても、「今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」としています。

なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う財政負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされていますが、実施から半年間（令和元年10月～令和

2年3月)は、国の10/10負担となり、地方による財政負担はありません。

参考資料1：『幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について』
(令和元年5月30日 都道府県等説明会資料)

2. 消費税の税率引き上げ分は「少子化に対処するための施策」の財源としてください。

幼児教育・保育の無償化は、消費税の税率引き上げ分を財源として実施されます。消費税は目的税であり、その用途は社会保障の経費に限られています。消費税法第1条第2項には「消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」と明記されています。今般引き上げられる2%分についても、その用途は限定されています。

参考資料2：『消費税率の引上げと用途の明確化（税制抜本改革）』
(財務省 HP https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d05.htm)

3. 盛岡市が子育て支援の重要性と、幼児期における「食育」の活動を推進していく姿勢を示すために、3歳以上の全家庭の給食材料費（副食費）公定価格で積算されている、一人月額4,500円を無償化もしくは一部を補助していただきたい。

給食の食材費（副食費）が原則として無償化の対象から外されることになり、保育所においては今までになかった給食材料費の徴収が始まることになります。国では年収360万円以下の家庭は無償にする方針を出しましたが、岩手県議会や他市町村でも補助もしくは一部補助を検討しているようです。その内容によりますと、さらに家庭の所得に応じた細かな補助が行われることが検討されています。それにより家庭や子どもによって補助額が変動することになり、保育所がこれまで行ってこなかった各家庭の所得の状況を細かく把握する必要が生じます。具体的には、家庭の所得状況を把握している市が、その情報を各保育所に伝え、保育所が各家庭の情報を管理することになるため、個人情報保護の観点から見て大いに問題があります。

また、食材費の設定を各園が独自に行うことになれば、各園で格差が生じ、過当競争が行われ、給食の質の低下を生むことも予想されます。保育所の給食は、栄養の管理は言うまでもなく、「食育」の重要性のもと、農作物を育て収穫する活動など、幼児期の教育の場面にあって中心的な位置づけを持つものです。これまでも市の指導のもと、市内各保育所の「食育」の取り組みは、農業を主幹産業と位置付ける盛岡市にとって、重要な施策とあってよいものでありましたし、今後も重要と考えます。今回、給食材料費が原則として無償化の対象から外されたことが、保育所の給食や「食育」の質の低下を招くことがないよう、市民と行政が一体となり、幼児期の子どもの育ちを保障すべきです。

以上

盛岡市保育所協議会 会長 高橋 学
〒020-0051 岩手県盛岡市下太田榊 14-21
社会福祉法人 一誠会 下太田保育園
TEL019-658-0078 FAX019-658-0079